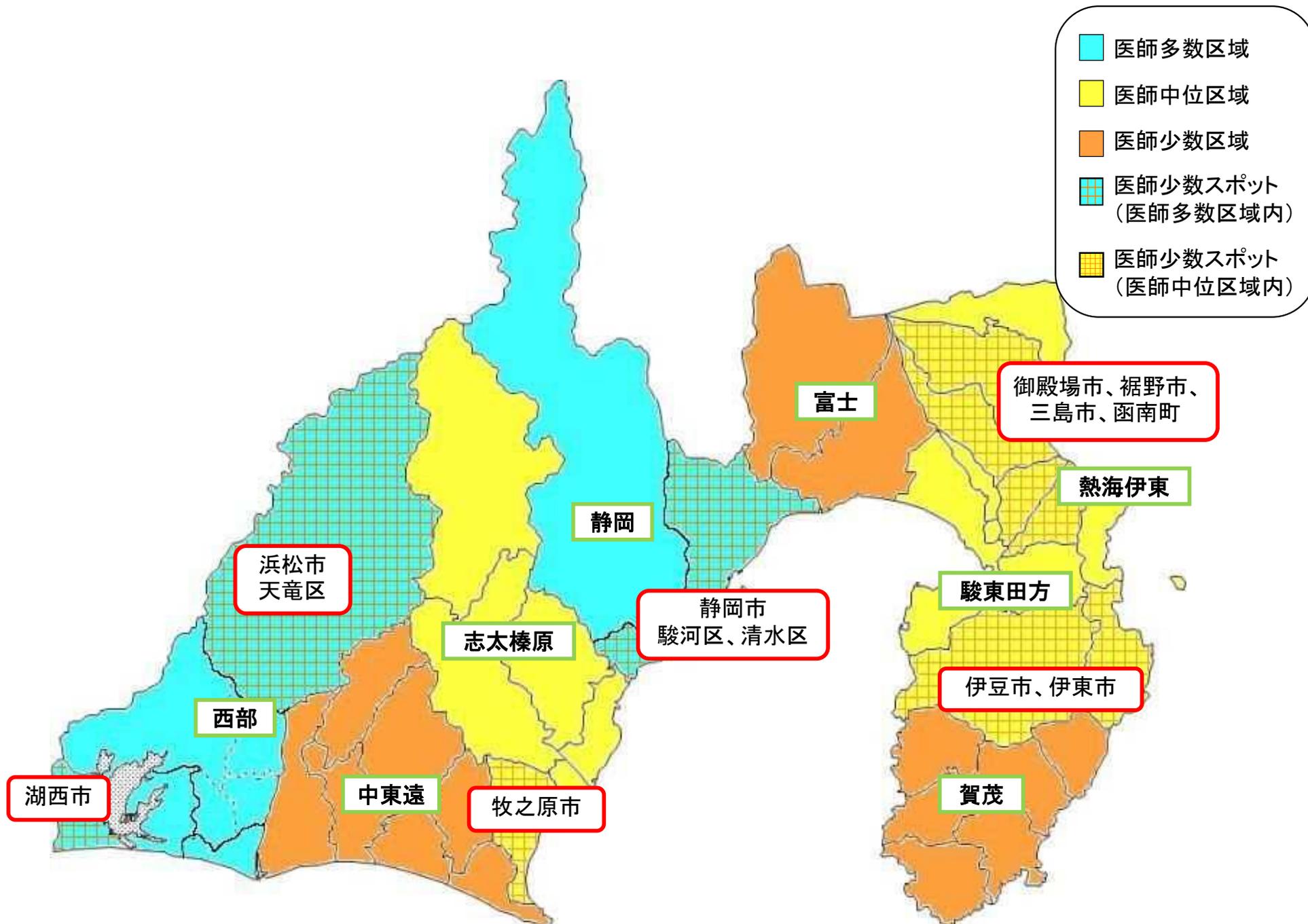


# 医師少数区域・医師少数スポット(令和6年3月時点)



【医師少数区域に所在する返還免除対象病院】(R7.4時点)

圏域	病院名
賀茂	下田メディカルセンター
	公益社団法人地域医療振興会伊豆今井浜病院
	医療法人社団健育会西伊豆健育会病院
富士	富士宮市立病院
	共立蒲原総合病院
	富士市立中央病院
	鷹岡病院
中東遠	磐田市立総合病院
	中東遠総合医療センター
	聖隷袋井市民病院
	市立御前崎総合病院
	菊川市立総合病院
	公立森町病院

【医師少数スポットに所在する返還免除対象病院】(R7.4時点)

市区町	病院名
伊東市	伊東市民病院
伊豆市	伊豆赤十字病院
	JA静岡厚生連中伊豆温泉病院
三島市	三島総合病院
裾野市	裾野赤十字病院
函南町	NTT東日本伊豆病院
御殿場市	フジ虎ノ門整形外科病院
静岡市清水区	静岡市立清水病院
	静岡厚生連清水厚生病院
	清水駿府病院
	JCHO清水さくら病院
静岡市駿河区	静岡済生会総合病院
牧之原市	榛原総合病院
浜松市天竜区	国民健康保険佐久間病院
湖西市	市立湖西病院

<医師少数区域等変更の場合の取扱い>

区分	追加・除外前の期間	追加・除外後の期間
医師少数区域等に追加の場合	医師少数区域等として取り扱わない	医師少数区域等として取り扱う
医師少数区域等から除外の場合	医師少数区域等として取り扱う	原則、医師少数区域等として取り扱わない (プログラム上困難な場合、医師少数区域等での勤務の4年間の一部として取り扱うことはやむを得ない)